長与町農業委員会会議録

平成３０年９月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３０年９月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年９月２６日（水）　　９時３０分から１１時５０分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第５　　第４号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第６　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告いたします。平成３０年９月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２人全員の出席であることを、報告致します。農地利用最適化推進委員も、８人全員出席でございます。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　おはようございます。それでは、平成３０年９月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。１０番、山本純博委員、１１番、上杉　司委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について１件、第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について１件、第３号議案、農用地利用集積計画について２８件出されています。第４号議案では、第３号議案の３件目から２８件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について３０件出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が３件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。それでは、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についての１件目、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について議案書の№.１をお開き下さい。整理番号７（３－１）申請地が、長与町高田郷（地番）、畑、１，８２０㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、譲渡人が、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。譲受人は、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、贈与での所有権移転です。備考の欄に記載している通り、譲渡人は、高齢で農地の維持管理することができないので、譲受人に贈与する。耕作地は、６，６４６㎡で、労働力は、２人です。市街化調整区域になります。

土地の所在ですが、次のページをお開きください。高田郷、（施設名）、（施設名）から〇〇方向、〇〇水源地へ向かう町道の上が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認をいただきました、森内推進委員より補足説明はありませんか。

森内忠嘉推進委員

推進委員３　番　９月２０日の９時３０分に現地確認を和田局長、森さん、辻田委員と私、４人で行いました。生前贈与のため問題ありません。以上です。宜しくお願いします。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
５番、辻田晶夫委員。

５　番　　現地確認を行いました。生前贈与で、現地も管理されており特に問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　続いて第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開き下さい。整理番号４（５－１）申請地は１筆です。長与町岡郷（地番）、畑、８２８㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、賃貸人が、長与町（地番）、（氏名）さん。賃借人が、長与町（地番）、（氏名）さん。申請目的は、賃貸借権設定で永久の設定です。借賃料は、月〇〇円です。施設の概要としましては、共同住宅、木造合金メッキ鋼板葺２階建、建築面積２４５．２３㎡、駐車場３５０㎡、所要面積８２８㎡。備考の欄に記載しているとおり、賃借人は当該地に共同住宅を建設する。生活雑排水は、既設の下水道に接続させる。雨水排水については、敷地内に排水ポンプを設け、町道側溝へ流下される。補足しますと共同住宅につきましては、側溝を儲け町道側溝へ接続し、自然流下を行いますが、駐車場敷地の雨水排水だけ排水ポンプで町道側溝へ接続し流下させます。都市計画区域外になります。
次の２ページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。岡郷、国道２０７号線から町道に入り、（施設名）前を通り約５０m進みますと申請地、岡郷（地番）となります。以上

で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認をいただきました担当推進委員さんから補足説明をお願いします。
　柳原　弘推進委員。

推進委員
８　番　　８月にも議案として上がっていました。隣接の（集合住宅）の側溝に雨水を流すことになっていたが、〇〇氏より流して欲しくないとのことだったので、計画を変更しポンプアップすることになりました。２回目の現地確認へ立ち会っていないので、ポンプや容量の内容を教えて下さい。

議　長　　続いて、担当地区ですので、私より説明いたします。
　雨水対策について、隣接の〇〇氏の同意を書面で欲しい旨を伝えていたが、〇〇氏の了解を得られなかったので、ポンプアップという形で代理人から申し出があり、側溝へ流すことになりました。
　事務局から説明をお願いします。

事務局　　駐車場の地下にタンクを設置します。タンクの容量はわかりませんが、ポンプについては、毎秒１，０００ℓ吐き出ポンプを２機設置します。ポンプを設置する最大時間雨量は１２０ｍ/ｈを想定しています。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。
９番、渡邉章三委員。

９　番　　現在、アパートを建設中だが、その下に再度、建設するのか。

議　長　　現在、建設中のアパートは側溝があるが、今回の申請分については、このままでは、側溝に乗らないのでポンプアップすることになりました。

９　番　　地下タンクの容量は。どれくらいのものを作るのか。

事務局　　１０００/分。２０ｔタンクです。

９　番　　タンクがオーバーしたらどうなりますか。

議　長　　一応、安全性を考えてということで設計はなされていると理解していますが、豪雨での停電の場合の自家発電までは想定していません。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、第２号議案の１件目、農地法第５条の規定による許可申請について、農業委員さんに挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。

続いて、第３号議案、農用地利用集積計画についての１件目の審議を致します。事務局から、説明をお願いします。

事務局　　それでは第３号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１８筆です。長与町岡郷（地番）、畑、７８㎡。同じく、（地番）、畑、７０４㎡。同じく（地番）、畑、３２０㎡。同じく、（地番）、畑、１，４４２㎡。同じく、（地番）、畑、６９３㎡。同じく、（地番）、畑、２，５６３㎡。同じく、（地番）、畑、１０４㎡。同じく、（地番）、畑、５３１㎡。同じく、（地番）、畑、２，９９６㎡。同じく、（地

番)、畑、７２６㎡。同じく、(地番)、畑、２，０４９㎡。同じく、(地番)、畑、２８㎡。同じく、(地番)、畑、２，０７９㎡。同じく、(地番)、畑、１，７９７㎡。同じく（地番)、畑、２９５㎡。同じく（地番)、畑、２，６３５㎡。同じく（地番)、畑、８，２８７㎡。同じく（地番)、畑、３，７０９㎡。計１８筆、３１，０３６㎡。

利用権の種類は全て、使用貸借権で、具体的な作物名は、岡郷（地番）は、野菜で、その他は全てみかんです。平成３０年１０月１日から平成４０年９月３０日までの１０年間です。新規となります。

土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、○○バス停、(地域名）がございますが、図のような場所が、申請地、岡郷（地番)、(地番)、(地番）となります。続きまして、１０ページをお開き下さい。同じく、岡郷、国道２０７号線、(施設名)、○○バス停がございますが、図のような場所①以外が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認をいただきました担当推進委員さんから説明をお願いします。

柳原　弘推進委員。

推進委員８　番　　９月２０日に現地確認を行いました。(貸主）は高齢であり、(借主）は長男の妻です。長男が病気で亡くなられ、妻の（借主）が管理しています。よく手入れされていますが、№１７については、手入れが疎かになり知り合いに野菜畑として貸しているそうです。他は、みかん畑として管理されており問題ありません。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからお願いします。

６番、田中　稔委員。

６　番　　説明のとおりです。農業者年金からみのため、貸すことになりました。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画を

許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。次に、２件目の審議に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　次に７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、時津町久留里郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町岡郷（地番）、畑、８４５㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、みかんです。平成３０年１０月１日から平成３５年９月３０日までの５年間です。年間借賃は、年間〇〇円で、毎年、年末に自宅へ納入とします。継続になります。

土地の所在ですが、１０ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、（施設名）、〇〇バス停がございますが、申請地は①番となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認をしていただきました。担当推進委員さんから補足説明をお願いいたします。

柳原　弘推進委員。

推進委員８　番　９月２０日に現地確認しました。継続です。デコポンを植えてあり、よく管理され問題ありません。

議　長　続いて、担当農業委員さんからお願いします。

６番、田中　稔委員。

６　番　柳原推進委員の説明のとおり、問題ないと思います。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【ご意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。

次に、木場地区の農用地利用集積に入ります。上地区のみなさま方にご協力を賜り、現地確認をお願いしました。誠にありがとうございました。３件目から１６件目並びに第４号議案の１件目から１７件目までは、農地を貸す人から農地中間管理機構へ、農地中間管理機構から農地を借りたい人へ、俗に言うＡｔｏＡ、自己所有農地の貸付・借受になりますので併せて審議いたします。

まず、始めに第３号議案の４件目並びに第４号議案の２件目について審議を行いたいと思います。農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。従いまして、○○委員につきましては、恐れ入りますが、一旦退室をお願いします。

【○番、○○委員退室確認。】

議　長　　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、第３号議案、１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名①）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、本川内郷（地番）、畑、５，１４５㎡以下６筆、計１７，２９３㎡です。利用権の種類は使用貸借で、利用内容は、樹園地です。平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等の設定等に係る当事者間の法律は使用貸借です。

続いて、第４号議案、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取に

ついての５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名①）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。利用権を設定する土地は、第３号議案と同じですので、割愛させて頂きます。申請場所を申し上げます。別紙、木場地区、農用地利用集積の１０ページ、番号３から８になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を確認していただきました担当推進委員さんから説明をお願いします。
原口　司推進委員。

推進委員１　番　　９月１０日の午前中に現地確認を行いました。ＡｔｏＡのため、問題ありません。

議　長　　立会いをされた委員さんから何かありませんか。
益冨　雅彦委員。

１２番　　推進委員さんの説明のとおり問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これでご意見・質問並びに審議を終了いたします。
まず、第３号議案の４件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否を取ります。異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で過半数を超えていますので、許可することに決定致します。続いて、第４号議案の４ページの意見書に意見なし又は、意見ありのどちらかを第３号議案

の４件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否を取ります。第３号議案の４件目並びに第４号議案の２件目の案件について「意見なし」の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えてしますので「意見なし」で町長に報告致します。それでは、○○委員の入室をお願いします。

【○番、○○委員の入室を確認】

議　長　○○委員に申し上げます。第３号議案の４件目については許可することに決定しました。第４号議案の２件目については「意見なし」で町長に報告することに決定いたしました。
続いての説明を、事務局からお願いします。

事務局　それでは、１１ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、次回からは、Ａと言います。公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。次回からは、長崎県農業振興公社と言います。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、次回からは、Ｂと言います。（氏名②）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、次回からは、Ｃと言います。本川内郷字（地番）、畑、２，９６１㎡以下２筆、合計３，５９６㎡。設定する権利は、次回からはＤと言います。利用権の種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、次回からはＥと言います。使用貸借です。
次に、４号議案、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についての４ページをお開き下さい。Ａは、（氏名②）さん、長与町岡郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、３号議案と同じです。
次に、３号議案、１３ページをお開き下さい。Ａは、長崎県振興公社。Ｂは、（氏名③）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、４，９７６㎡以下３筆の合計５，８００㎡です。Ｄの種類は使用貸借で、平成３０年１１月１０日から平成４０年１１月９日までの１０年間です。後から出てきます案件の父親の（氏名）さん、子の（氏名③）さんの貸借と終期を揃えるため１０年間とします。Ｅは、使用貸借です。
４号議案６ページをお開きください。Ａは、（氏名③）さん。Ｂは、長崎県農業公社。案件は、下から３つになります。

次に３号議案１４ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名④）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑３，７３９㎡以下２筆の合計３，９２７㎡です。Ｄの種類は使用貸借で、利用内容は普通畑、平成３０年１１月１０日から５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の８ページをお開き下さい。Ａは、（氏名④）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、第３号議案と同じです。

次に第３号議案の１５ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑤）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，１７９㎡以下４筆で合計７，９０４㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用の内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日の５年間とします。Ｅは、使用貸借です。

この案件は未相続農地になりますので、１６・１７ページに利用権の設定に関する同意書、相続関係説明書を添付しております。

次に、第４号議案の９ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑤）さん、Ｂは、長崎県農業振興公社、ＣとＤは、第３号議案と同じです。

次に、第３号議案の１８ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑥）さん、長与町岡郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、２，５８６㎡以下２筆の合計４，７１６㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の１０ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑥）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、第３号議案と同じです。

次に第３号議案の１９ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑦）さん、長与町吉無田郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，８５０㎡以下５筆の合計５，６３２㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

この案件は未相続農地になりますので、２０ページに利用権の設定に関する同意書、２１ページに相続関係説明図をつけています。

次に第４号議案の１１ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑦）さん、長与町吉無田郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、２，３２５㎡以下３筆の合計３，３９８㎡です。先ほど述べた３号議案の５筆内の３筆になります。あとの２筆が次の第４号議案の１２ページになります。お開き下さい。

Ａは、（氏名⑧）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，８５０㎡以下２筆の合計２，２３４㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。

次に第３号議案の２２ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑨）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，１２４㎡以下２筆の合計１，５８４㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の１３ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑨）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、第３号議案と同じです。

次に第３号議案の２３ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑩）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、２，２０６㎡以下４筆の合計８，４９９㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地です。父○○さんと子、（氏名⑩）さんの貸借と終期を揃えるため平成３０年１１月１０日から平成４０年１１月１１月９日までの１０年間とします。Ｅは、使用貸借です。次に第４号議案の１４ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑩）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、一番下の欄と１５ページの２筆と１６ページの１筆です。Ｄは、３号議案と同じです。

次に第３号議案の２４ページをお開き下さい。Ａは、長崎県振興公社。Ｂは、（氏名⑪）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、５６３㎡以下９筆の合計９，１４４㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の１７ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑪）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、第３号議案と同じです。

次に、第３号議案の２５ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑫）さん。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、６０９㎡以下５筆の合計４，５７６㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地・普通畑で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の１８ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑪）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃ・Ｄは、第３号議案の一番上と同じです。

次に第４号議案の１９ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑫）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃ・Ｄは、第３号議案の上から二番目からと同じです。

次に第３号議案の２６ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑬）さん。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、２，８５６㎡以下２筆の合計４，０７２㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日の５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に４号議案の２０ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑬）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃ・Ｄは第３号議案と同じです。

次に第３号議案の２７ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑭）さん。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、２，７４３㎡以下２筆の合計４，０８１㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日からの平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の２１ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑭）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃ・Ｄは第３号議案と同じです。

次に第３号議案の２８ページをお開きください。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑧）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，６６８㎡の１筆です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の２２ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑧）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、第３号議案と同じです。

今まで、第３号議案の１１ページから２８ページまでと、第４号議案の４ページから２２ページまで説明しましたが申請場所を申し上げます。
別紙、木場地区農用地利用集積の１ページ、番号１番、地図が記載されている９ページから３ページ番号４８番までと５ページ番号９０番地図が記載されている１７ページになります。
地図が分かりにくいと思いますが、宜しくお願いします。基本的にＡｔｏＡになります。以上で説明を終わります。

議　長　この件につきましては、９月１０日、１１日に、上地区の農地利用最適化推進委員、農業委員さんにご協力していただき現地調査を行っております。担当地区の原口推進委員から、説明をお願いします。

推進委員１　番　９月１０日の午前中に現地調査行いました。道も整備されており草刈りもきれいにされており、何ら問題ないです。

議　長　続いて、７番、柿本委員からありませんか。

７　番　たくさん審議下さりありがとうございます。ＡｔｏＡとは、例えば、私が農地中間管理機構に土地を預けてまた農地中間管理機構を通して自分が耕作するということで何ら変化はありません。木場地区は畑そう事業をしていまして、経費として年間１００万位が必要だそうです。今後それをどうやって供出して行くか、地元の負担が出来るだけないようにと考えていた所、中間管理機構の話がきました。それも土地が隣接してないといけなくそれを絞って１８名位の土地所有がありますが、そこを行おうとなっています。農業委員会を通すことで書類も大変ですが、ここまでして頂いており、地元としても何とかよい方向にもっていきたいです。中身の説明ですが、３号議案の書類の中の１２ページで、利用内容で樹園地と普通畑とありますが、樹園地とはみかんやキウイ、普通畑とは素畑や野菜のことです。存続期間で５年または１０年がありますが、先で何があるかわからない人は５年、いや大丈夫だろうという方は１０年を存続期間としているようです。木場地区の動きはそのような感じです。なかなか管理が行き届かない方もいますが、今後これを通すことで一所懸命管理をしなければいけないとの意識に本人また地区全体がなっていけばと思っています。

議　長　他に立会いに協力された委員さんからありませんか。
益冨委員さん、どうぞ。

１２番　先程の柿本委員さんから詳しく説明がありましたが、その中で、農地が隣接していなければいけないとのことで、調査終わった後で少し議論になりました。当然それは国や県の政策で決まっている事でしょうが、事業によっては飛び地でもよいとかもあるようですが、この分に関しては隣接でないと駄目と結論は出ていますが、基本的に中間管理機構はこの事業を推進したいと考えていると思うので、この考えを、将来的には若干の飛び地でも認めるような方向にいけないのかと思います。

議　長　この事業は、今年度で一応終わりとなっていて、次また５年、１０年でこれに類いるものが出そうな感じもします。今、国の方から農業委員会の会長会の中に前年の予算は確保したと通達は来ているが、ところが農地災害が各地であっているのでこの予算が１００パーセント使用できるのかどうか、不安です。この件はまた１１月の会長会で東京に行きますが、そこで要請を重ねていきたいと思います。
木場地区も、第２弾、３弾と中山間を持っている方もこれの協力金が得られる方法を検討していって欲しいと思います。
　他にご意見・質問はありませんか。
田中委員さん、お願いします。田中委員さん、どうぞ。

推進委員３番　使用貸借の存続期間で５年１０年とありましたが、５年後人数が半分になった場合、畑そう事業の上限下限が決まっていると思うのですが、オミットとなった場合大きな問題が出てきますが、どうなりますか？

議　長　ＡｔｏＡをしているという事はＡｔｏＢの可能性も含んでおり、ＡからＢにうつるという基準があるので、地域の集約の意識の高さだと思います。国は１０年間してほしく、親子での賃貸関係がほとんどです。もう一つは、ずれをあわせるという形です。
　他にご意見・質問はありませんか。
渡邊委員、どうぞ。

９　番　８月に、１つ飛び地も入っていましたが、これも入りますか？

事務局　県と協議しまして、赤のトンネルのところ利用集積協力金の分については外れているが、今回の案件は入っておりません。

議　長　　他にありませんか？

【意見・質問無し】

議　長　　これでご意見・質問並びに審議を終了いたします。
まず、第３号議案の３件目、５件目から１６件目までの利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否を取ります。異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で過半数を超えていますので、許可することに決定致します。続いて、第４号議案の４ページの意見書に意見なし又は、意見ありのどちらかを第３号議案の３件目、５件目から１６件目までの案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否を取ります。
第３号議案の３件目、５件目から１６件目まで、並びに第４号議案の１件目、３件目から１７件目までと併せて報告することになっておりますので「意見なし」の農業委員の方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員の方が全員で、過半数を超えていますので、「意見なし」で町長に報告いたします。続いて、残りの案件について事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に第３号議案の２９ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑮）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、５４６㎡以下１２筆の合計２３，６６０㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。
次に第４号議案の２３ページをお開き下さい。Ａは、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃ・Ｄは第３号議案の６番目、９番目以外の１０筆の合計２２，０８５㎡です。
次に第４号議案の２４ページをお開きください。Ａは、（氏名⑯）さん。Ｂは、長崎県農業

振興公社。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，３６８㎡以下２筆の合計１，５７５㎡です。Ｄは、第３号議案と同じです。

次に第３号議案の３０ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑰）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、７１８㎡以下２筆の合計１，０５７㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の２５ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑱）さん。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、第３号議案と同じです。

次に、第３号議案の３１ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名⑲）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、６８８㎡以下次の３２ページまでの２７筆、合計４３，９３９㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の２６ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑳）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは次の２７ページまで、第３号議案と同じです。

次に第３号議案の３３ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 21）さん、神奈川県川崎市中原区今井上町（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、５，４３１㎡の内４，４３１㎡、以下３筆の６，９００㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で他の筆と合わせるため平成３０年１１月１０日からの平成４０年１１月９日までの１０年間とします。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の２８ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑯）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、６，４３１㎡のうち４，４３１㎡以下２筆です。Ｄは、第３号議案と同じです。

次に第４号議案の２９ページをお開き下さい。Ａは、（氏名 22）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、本川内郷（地番）、５，４３１㎡の内２，０００㎡です。Ｄは第３号議案と同じです。

次に第３号議案の３４ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 23）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、２７３㎡以下２筆の５９８㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、他の借りる筆と期間を合わせるため平成３０年１１月１０日から平成４０年１１月９日までの１０年間とします。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案の３１ページをお開き下さい。Ａは、（氏名 24）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、一番上から６・７番目です。Ｄは第３号議案と同じです。

次に第３号議案の３５ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 25）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、２，８９６㎡以下１２筆の合計２１，９４８㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で経常移譲年金受給のため平成３０年１１月１０日から平成４０年１１月９日までの１０年間とします。Ｅは、使用貸借です。

次に第４号議案へ戻りますが６ページをお開き下さい。Ａは、（氏名 26）さん、長与町本川内郷１９７３番地。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、一番上から１２番目までの１２筆２１，９４８㎡なります。Ｄは第３号議案と同じです。

次に第３号議案の３６ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 27）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，０５５㎡の１筆です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、経常移譲年金受給のため平成３０年１１月１０日から平成４０年１１月９日までの１０年間とします。Ｅは、使用貸借です。

次に、第４号議案の３０ページをお開き下さい。Ａは、（氏名 28）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、第３号議案と同じです。

次に、第３号議案の３７ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 29）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，２７０㎡以下５筆の合計８，７７０㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、経常移譲年金受給のため平成３０年１１月１０日から平成４０年１１月９日までの１０年間とします。Ｅは、使用貸借です。

次に、第４号議案の３１ページをお開き下さい。Ａは、（氏名 30）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，２７０㎡以下５番目までの５筆の合計８，７７０㎡です。Ｄは、第３号議案と同じです。

次に、第３号議案の３８ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 31）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷字（地番）、畑、２，９４０㎡以下１４筆の合計２５，７６５㎡です。Ｄの種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地で、経常移譲年金受給のため平成３０年１１月１０日から平成４０年１１月９日までの１０年間とします。Ｅは、使用貸借です。

次に、第４号議案へ戻りまして１４ページをお開き下さい。Ａは、（氏名 32）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、２，９４０㎡以下１４番目までの１４筆、合計２５，７６５㎡です。Ｄは、第３号議案と同じです。

次に、第３号議案の３９ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 33）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、５６６㎡以下５筆の合計５，４９１㎡です。Ｄの種類は、賃借権で、利用内容は、普通畑と樹園地です。平成３０年１１月１０日から平成３５年１１月９日までの５年間です。借賃は、すべて１０ａ当たり○○円で、（地番）は、年間○○円。（地番）は、年間○○円。（地番）は、年間○○円。（地番）は、年間○○円。（地番）は、年間○○円です。借賃の支払い方法は、毎年６月に口座振替とします。Ｅは、使用貸借です。

次に、第４号議案の３２ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑯）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、第３号議案と同じです。

次に、第３号議案の４０ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 34）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、１，３３３㎡以下８筆の合計１１，２１１㎡です。Ｄの種類は、賃借権で、利用内容は、樹園地と普通畑です。他の筆と合わせるため平成３０年１１月１０日から平成４０年１１月９日までの１０年間とします。借賃は、（地番）は、１０ａ当たり○○円の○○円。（地番）は、１０ａ当たり○○円の○○

円。（地番）は、１０ａ当たり○○円の○○円。（地番）は、１０ａ当たり○○円の○○円。（地番）は、１０ａ当たり○○円の○○円。（地番）は、１０ａ当たり○○円の○○円。（地番）は、１０ａ当たり○○円の○○円。（地番）は、１０ａ当たり○○円の○○円です。借賃の支払い方法は、すべて６月に口座振替とします。Ｅは、使用貸借です。

この案件は、未相続農地となりますので４１ページに、利用権の設定に関する同意書、４２ページに、相続関係説明図を添付しています。

次に、第４号議案の３３ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑯）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、第３号議案の１番上、３番目、４番目、５番目、８番目と同じです。

次に、第４号議案の３４ページをお開き下さい。Ａは、（氏名 32）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、第３号議案の２番目と同じです。

次に、第４号議案の３５ページをお開き下さい。Ａは、（氏名 35）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。Ｃは、第３号議案の上から６番目、７番目と同じです。

次に、第３号議案の４３ページをお開き下さい。Ａは、長崎県農業振興公社。Ｂは、（氏名 23）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｃは、本川内郷（地番）、畑、９３６㎡以下２筆の合計７，７９０㎡です。Ｄの種類は、賃借権で、利用内容は、樹園地です。長期間の貸借を希望ということですので、機構関連事業の対象外になるよう平成３０年１１月１０日から平成４４年１１月９日までの１４年間とします。借賃は、（地番）は、１０ａ当たり○○円で、年間○○円です。（地番）は、１０ａ当たり○○円で、年間○○円です。借賃の支払い方法は、６月に口座振替とします。Ｅは、使用貸借です。

最後に、第４号議案の３６ページをお開き下さい。Ａは、（氏名⑯）さん、長与町本川内郷（地番）。Ｂは、長崎県農業振興公社。ＣとＤは、第３号議案と同じです。

次に申請場所を申し上げます。別紙、木場地区農用地利用集積の地図をご参照下さい。以上、説明を終わります。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、現地確認をいただきました、担当推進委員から説明をお願いいたします。

原口　司推進委員。

推進委員１　番　　別紙を見て下さい。７ページの（氏名 21）さんから上は、親から子へ。№１２６は、所有者が遠方のため、（氏名⑯）さんが耕作しています。（氏名 33）さんは、早くから耕作していない。８ページの（氏名 34）さんは、子供がみかんを作らないので、（氏名⑯）さん、（氏名 32）さん、（氏名 35）さんが借りています。（氏名 23）さんもお年で耕作できないので、（氏名⑯）さんが耕作しておられます。ほとんどが親から子の後継者に貸しています。現地はいい環境で問題ありません。

議長　　続いて、７番、柿本委員から説明をお願いします。

７　番　　原口さんが詳しく説明してくれた通りで、きちんと管理もされており、問題ありません。

議　長　　立会いに協力された委員さんから補足説明はありませんか。

【特になし】

議　長　　それでは、説明が終わりました。ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これでご意見・質問並びに審議を終了いたします。
まず、第３号議案の１７件目から２８件目までの利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否を取ります。異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
続いて、第４号議案の４ページの意見書に意見なし又は、意見ありのどちらかを第３号議案の１７件目から２８件目までの案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否を取ります。第３号議案の１７件目から２８件目まで並びに、第４号議案の１８件目から３０件目までと併せて報告することになっておりますので「意見なし」の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員の方が全員で、過半数を超えていますので、「意見なし」で町長に報告

いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、長崎市滑石（地番）、職業は、公務員です。譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、職業は、不動産業です。２．土地の所在等ですが、高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、宅地、面積２２３㎡。土地の所有者は、譲渡人と同じです。※に記載しているとおり（街区番号）には、農地転用対象外の高田郷（地番）も含まれています。３．転用計画は、木造合板メッキ鋼板葺２階建、建築面積５２．９９㎡、所要面積２２３㎡。４．申請日、平成３０年８月１７日。５．専決処分の日、平成３０年８月２８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年９月２６日長与町農業委員会事務局長和田　弘。

次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、主要地方道長崎多良見線、○○橋、高田南土地区画整理の中になりますが、申請地は桃色の部分で○○トンネルの上部、○○公園の付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　次の報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の３ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、長崎市矢上町（地番）、会社員です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、無職です。２．土地の所在等ですが、高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、宅地、面積６６５㎡。土地の所有者は、譲渡人と同じです。※に記載しているとおり（街区番号）には、農地転用対象外の高田郷（地番）、（地番）も含みます。３．転用計画は、宅地造成、所要面積４７５㎡。４．申請日、平成３０年８月２０日。５．専決処分の日、平成３０年８月３１日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年９月２６日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に４ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、主要地方道長崎多良見

線、○○橋、高田南土地区画整理の中になりますが、申請地は、○○トンネルの上部、○○公園跡地付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の５ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（法人名）理事長（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、無職です。２．土地の所在等ですが、長与町吉無田郷（地番）、登記簿、畑、現況、休耕地、面積２６８㎡。土地の所有者は、譲渡人と同じです。３．転用計画は、施設多目的用地、所有面積２６８㎡。４．申請日、平成３０年９月５日。５．専決処分の日、平成３０年９月２０日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年９月２６日長与町農業委員会事務局長和田　弘。

次に６ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。（地区名）登り口、○○バス停付近になりますが、上部には、（事業所名）があります。申請地は、図のような場所になります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

９番、渡邉　章三委員。

９　番　　施設多目的用地とのことでしたが、具体的な利用目的は何ですか。

事務局　　家庭菜園です。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年９月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会９月総会を閉会します。